

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案 新旧対照条文(案)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 規則第十条第一項第三号の規定により付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本邦内の場所との間において提供される電気通信役務の内容を識別する電気通信番号は、別表第三号に定めるものとする。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 規則別表第二の十三の項第一号の電気通信番号は第二条第一号に規定する電気通信番号とし、同項第二号の電気通信番号は第二条第二号に規定する電気通信番号(規則第十五条の規定により指定を受けよう)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 規則第十条第一項第三号の規定により付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本邦内の場所との間において提供される電気通信役務の内容を識別する電気通信番号は、別表第三号に定めるものとする。</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 規則別表第二の十三の項第一号の電気通信番号は第二条第一号に規定する電気通信番号とし、同項第二号の電気通信番号は第二条第二号に規定する電気通信番号とする。</p>

する電気通信番号が、他の電気通信事業者が設置する設備が有する付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するためのものである場合における当該電気通信番号を除く。)とする。

別表第一号～第二号 (略)

別表第三号 (第二条第二号関係)

(略)	(略)
電報受付機能 (電報の受付に関する機能をいう。) <u>又は電報類似サービス受付機能 (民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第7項に規定する特定信書便役務 (電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。) の受付に関する機能をいう。)</u>	115
(略)	(略)

別表第一号～第二号 (略)

別表第三号 (第二条第二号関係)

(略)	(略)
電報受付機能 (電報の受付に関する機能をいう。)	115
(略)	(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。